

第189回

群馬県都市計画審議会

議事録

開催日時 令和元年6月19日(水)
午前10時00分～11時25分
場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室

第189回群馬県都市計画審議会

- 1 開催日時 令和元年6月19日(水) 午前10時00分～11時25分
- 2 場 所 群馬県庁29階 第1特別会議室
- 3 出席委員 丸山 和貴、大澤 昭彦、堀越 恒弘、齋藤 利志子、小林 享、
小山 洋、石原 康弘(代理 堤 啓)、浅川 京子(代理 西村 裕二)、
茂原 荘一、岩井 均、臂 泰雄、川野辺 達也、八木田 恭之、
阿部 忠幸
- 4 欠席委員 田中 麻里
- 5 事務局幹事出席者
都市計画課 眞庭課長、矢島次長、小野次長
建築課 白鳥次長
- 6 議案
第1号議案 渋川都市計画道路の変更(3・4・4号渋川高崎線の変更)について
第2号議案 富岡都市計画道路の変更(3・4・3号小沢別保線の変更)について
第3号議案 藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
第4号議案 赤堀都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について
- 7 議事概要 別紙のとおり

第189回群馬県都市計画審議会 議事概要

(司会＝眞庭課長)

お待たせいたしました。

ただ今から、第189回群馬県都市計画審議会を開会いたします。

私は、群馬県都市計画課長の眞庭でございます。よろしくお願いいたします。

まず、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日、御出席をお願いいたしました委員の皆様は、15名でございますが、現在14名出席されております。

従いまして、群馬県都市計画審議会条例第5条第1項の規定による「定足数2分の1以上」に達しておりますので、本会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、今回の審議会は、お手元にお配りいたしました「次第」に沿って進めさせていただきたいと思っております。

それでは、委員の異動報告を行います。

(矢島次長)

お手元の群審報第116号をご覧ください。前回の審議会以降、6名の異動があり、県議会の議員として、後藤 克己様、井下 泰伸様、高橋 正様及び多田 善洋様が退任され、岩井 均様、臂 泰雄様、川野辺 達也様及び八木田 恭之様が就任されました。

また、市町村の議会を代表する者として、富岡市議会議長であった大塚 利勝様、同じく富岡市議会議長の相川 求様が退任され、前橋市議会議長の阿部 忠幸様が就任されました。以上でございます。

(眞庭課長)

つづいて、開会にあたりまして、丸山会長から御挨拶をお願いいたします。

(議長＝丸山会長)

本日は、第189回群馬県都市計画審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の議案は、お手元の次第のとおり、審議事項が4件でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

(眞庭課長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入らせていただきます。丸山会長、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

議案の説明は事務局からいたします。御了承をお願いします。

議事に先立ち、議事録署名人2名を指名させていただきますので、御了承をお願いいた

します。堀越委員と小林委員にお願いいたします。

(丸山会長)

次に、議案の審議に入ります前に、本日の議案審議の傍聴を認めるか否かについての御検討をお願いしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

(矢島次長)

本日上程の議案は、群馬県情報公開条例の関係条文に照らして非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。

よって、群馬県都市計画審議会議事運営規則第12条に基づき、公開とすることを提案させていただきます。

(丸山会長)

ただ今の説明のとおり、本日の議案については、公開にするとの提案でございます。審議を公開することについて、御意見等はございますでしょうか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

それでは御異議もないようですので、本日の審議につきましては、事務局の提案どおり公開とし、傍聴を認めることとします。事務局は傍聴者を入場させてください。

(傍聴人・報道関係者入場)

(丸山会長)

ここで、事務局から本日の傍聴者について御報告をお願いします。

(矢島次長)

本日の傍聴者でございますが、一般の傍聴者が4名、報道関係者が1名でございます。

(丸山会長)

傍聴者の皆様には、先程事務局からお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守して下さい。

それでは、ただ今から、議案の審議を行います。

第1号議案「渋川都市計画道路の変更(3・4・4号渋川高崎線の変更)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(都市計画課・小野次長)

都市計画課次長の小野と申します。よろしく申し上げます。

それでは、第1号議案「渋川都市計画道路の変更3・4・4号渋川高崎線の変更」について、御説明いたします。

お手元の議案書1ページとあわせて、添付図面の図-1総括図、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更路線は、図上に青線で示した3・4・4号渋川高崎線です。

渋川高崎線は、渋川市の中心市街地を通過する都市計画道路です。高崎渋川バイパスより北上し、旧国道17号とJR吾妻線の交差部までを結ぶ道路で、延長は2,800メートル、基本幅員は18メートルです。このうち、今回変更する区間は、赤色で示しました渋沢橋部分です。

また、当該路線上には四ツ角周辺土地区画整理事業施行地区が存在しており、渋沢橋については同土地区画整理事業施行地区に含まれております。

添付図面の図-2計画図、またはスクリーンをご覧ください。

変更前の計画をオレンジ色、変更後を赤色で示しております。

今回の変更については、当該路線のうち渋沢橋の幅員を26メートルから16.8メートルに変更し、車線数を4車線から2車線に変更するものです。

スクリーンをご覧ください。平成元年当時の渋沢橋の歩道整備計画を示した図面です。変更理由については、平成元年策定の四ツ角周辺整備基本構想において、渋沢橋は魅力ある中心市街地への南側入り口の象徴として、図に示した橋上緑地の整備計画があり、幅員26メートルとしていましたが、社会情勢の変化により渋沢橋周辺を取り巻く環境が変わり、人口及び商店の減少により歩行者も減少しているため、橋上緑地の整備効果の低下から橋以南の計画幅員に合わせるものです。

また、本路線は市街地内を通過するものですが、通過交通を周りの渋川西バイパス等に振り替えることにより、通過交通の分散が図られているため4車線から2車線に変更するものです。

スクリーンをご覧ください。それぞれ渋沢橋を基点に南北の現況を撮影した写真です。右側は渋沢橋南側から北側を撮影したもので、写真奥側が四ツ角周辺区画整理事業施行地区となっています。当該土地区画整理事業は、渋沢橋を除き平成27年度までに道路・公園・上下水道等の必要な整備及び権利者に対する土地の引き渡しを行い、換地処分に向けて手続きを進めているところでございます。

添付図面の図-3参考資料、またはスクリーンをご覧ください。

左に変更前、右に変更後の標準断面図をお示ししております。

今回変更となるのは、橋上緑地化を予定していた歩道部分の幅員です。両側8メートルとしていたものを、3.4メートルに変更します。車道部分の幅員5メートルについては変更ありません。

添付図面の図-4参考資料、またはスクリーンをご覧ください。

都市計画の策定経緯をお示ししております。

変更原案につきまして、公述人の公募を行い、公聴会を平成31年2月7日に開催予定としておりましたが、公述の申出がなく、中止としております。

都市計画法第17条第1項に基づく変更案の縦覧を平成31年4月2日から16日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、浜川市長から、変更案に対して異存ない旨の回答が、平成31年4月25日付けでありました。

本日の都市計画審議会の議を経まして、令和元年7月中旬の告示を予定しております。

以上で第1号議案の説明を終わります。

よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

一点だけ、図-3の変更前と変更後の車道と歩道の標準断面図を見ると、縁石の部分、変更前は車道と歩道では歩道部分が上がっているのですが、変更後のものは縁石のところで歩道部分で下がっているんですけども、ここは橋ですよ。既存の道路とのすり付け、見栄えの問題なのですが、それはなぜですか。

(事務局)

前はマウントアップ式の歩道となっていました、前後が車道と同じフラット式になっています。

(小林委員)

橋梁の前後というのは通常の歩道は付いているのでしょうか。また、レベルは一緒ですか。歩道部分が上がっているということはないということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。

(小林委員)

分かりました。

(丸山会長)

他にいかがでしょうか。

(大澤委員)

二点、質問があるんですが、まず一点目、変更理由を読みますと、「人口及び商店の減少により歩行者も減少しているため」とあるんですが、むしろ歩道を整備することで歩行者を増やしていく、中心市街地を活性化させていくという考え方もあると思うんですが、そういう意味で、この変更理由をもう少し補足してもらいたいというのが一点です。

もう一点が同じ理由の文章の最後の方で、「通過交通の分散」とあるんですけども、今の御説明によりますと車道は別に変わらないわけですよ。つまり、通過交通は直接あま

り関係ないような気がしたんですけれども、その意見についてお願いいたします。

(事務局)

変更後の歩道はですね、3メートルを確保してまして、歩行者は減っているとは言いません。3メートルの歩道を設けますので、ある程度歩行者は快適に通過できるのではないかと思います。両側に歩道も設けますし、商店へのアクセスはこの歩道を利用できるのではないかと思います。

それから、高崎渋川バイパスの方からこの道路はつながっておりまして、石原交差点は国道17号の中村交差点から入ってくると十字路でぶつかるんですが、ここから先が今、渋川西バイパスを施工中でありまして、そこまでが4車線の道路となっております。中心市街地に入ってくる部分はある程度渋川西バイパスの方に流れていって、中心市街地に入ってくる交通量は多少減ってくるという観点から、その交差点から市街地の部分を2車線で計画しております。

(大澤委員)

2車線は変わらないわけですよね。通過交通はここでは変更理由にはならないのではないかとこの質問なんですけれども。

(事務局)

補足させていただきます。まず、橋梁の植栽帯の見直しなんですけれども、これにつきましては四ツ角周辺地区整備基本構想の中で、これは平成2年から区画整理を行っておりまして、全体的な工費縮減を図っていくという中で、区画整理全体の見直しの中で橋梁の植栽につきましてももう少し押さえた方がということで見直しをさせていただいております。区画整理との整合をとるといふなかでの見直しと扱っていただければと思います。

それと、4車線から2車線ということなんですけれども、通常都市計画決定での幅員数については、全体延長、ここでは2,800メートルありますけれども、その中で一番多く占める幅員を代表幅員として掲載させていただいております。従前は4車線ということで都市計画決定を打っていたんですけれども、この計画変更の前の時点で2車線にしたときに修正もれがございまして、今回直させていただいたのが実情でございます。

(大澤委員)

今の伺って分かったんですけれども、たぶん、この理由を読むと二つとも読み取れない気がするので、理由として書きづらいというのがあるのでしょうか。

(事務局)

前半はそうではないのですが、後半は前回の変更の落ちという部分もあり、そういう点もありました。

(大澤委員)

分かりました。ありがとうございました。

(丸山会長)

それでは、他に御意見もないようですので、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続きまして、第2号議案「富岡都市計画道路の変更(3・4・3号小沢別保線^{べつほ}の変更)について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(都市計画課・小野次長)

それでは、第2号議案「富岡都市計画道路の変更(3・4・3号小沢別保線^{べつほ}の変更)」について、御説明いたします。

お手元の議案書4ページとあわせて、添付図面の図-5総括図、またはスクリーンをご覧ください。

今回の変更路線は、図上にオレンジ色の線で示した小沢別保線です。

小沢別保線は、富岡市役所北部に位置し、国道254号バイパス及び高田川と交差する道路で、延長は680メートル、基本幅員は16メートルです。主要地方道前橋安中富岡線の一部を都市計画道路として決定しています。

今回の変更については、都市計画道路の見直しに伴う都市計画決定の廃止です。

添付図面の図-6計画図 又はスクリーンをご覧ください。

変更前の計画をオレンジ色、変更後を赤色で示しております。

小沢別保線については、富岡市で平成24・25年度に行った都市計画道路の見直し検討の結果、当該路線の全線における歩行者空間の確保を条件に都市計画決定を廃止することとなっております。

このたび富岡土木事務所を実施主体として、歩行者空間に係る整備が行われることとなったことから、当該路線の都市計画決定を廃止するものです。

スクリーンをご覧ください。歩行者空間に係る整備予定箇所を示した図面です。既設歩道を青色、整備予定箇所を赤色で示しております。

国道254号バイパス小沢交差点から別保交差点までは既に歩道が整備されており、今回の歩行者空間整備は別保交差点より北側赤色で着色した箇所で行われます。これにより、全線における歩行者空間が確保されることとなります。

添付図面の図-7参考資料、またはスクリーンをご覧ください。

上段に、廃止する小沢別保線、下段左側に新設される歩道の標準断面図をお示ししております。下段右側は、新設される歩道の断面詳細です。

歩行者空間整備は、歩道が整備されていない部分について、幅員2.5メートルの片側歩道を整備するというものです。

現在は富岡土木事務所にて用地買収を進めているとのことで、4年後の令和5年度の工

事完了を予定しているとのことです。これにより小沢別保線は全線において歩行者空間が確保されます。

添付図面の図－８参考資料、またはスクリーンをご覧ください。

都市計画の策定経緯をお示ししております。

変更原案につきまして、公述人の公募を行い、公聴会を平成31年3月6日に開催予定としておりましたが、公述の申出がなく、中止としております。

都市計画法第17条第1項に基づく変更案の縦覧を平成31年4月5日から19日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

また、富岡市長から、変更案に対して異存ない旨の回答が、令和元年5月24日付けでありました。

本日の都市計画審議会の議を経まして、令和元年7月中旬の告示を予定しております。

以上で第2号議案の説明を終わります。

よろしく御審議の程、お願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(意見等なし)

(丸山会長)

それでは御意見もないようですので、本案について、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

続きまして、第3号議案「藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・白鳥次長)

建築課次長の白鳥と申します。よろしく申し上げます。

第3号議案「藪塚都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」御説明します。

都市計画区域内の産業廃棄物処理施設については、建築基準法で建築が制限されていますが、群馬県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないものと認め、特定行政庁が許可した場合は、建築が可能となっています。

本案件は、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、許可申請されたもので、許可権者の特定行政庁である太田市長が、本審議会に付議し、御審議いただくものです。

お手元の議案書、7ページをご覧ください。

太田市長からの付議書の写しになります。

議案書の8ページをご覧ください。

付議案件の概要になります。

【名称】は、藪塚都市計画区域内 産業廃棄物処理施設

【用途地域】は、指定のない区域 区域区分非設定

【申請者】は、群馬県太田市大原町^{おおぼらちよう}2237番15

株式会社クツカタ 代表取締役 野口 一雄

【所在地】は、群馬県太田市大原町2237番12 ほか5筆

【敷地面積】は、敷地拡張前の現在 5,604.12平方メートル

敷地拡張後の計画 7,693.80平方メートル

【主な施設】は、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設

【処理能力】は、木くずの破砕で一日あたり 132.4トンの処理能力です。

申請の経緯について御説明します。

本施設は、木くず破砕の産業廃棄物中間処理施として、平成17年に建築基準法第51条ただし書き許可を得て稼働しています。

その後、平成19年に産業廃棄物の木くずに加え、一般廃棄物の木くずを処理する廃棄物中間処理施設として同許可を取得し、平成28年に木くずの保管場所等増築のため敷地拡張の同許可を取得し、地域住民の理解のもと、良好な関係を保ちつつ、10年以上にわたる操業を継続しているところです。

今回の申請は、事務量増加に伴い事務所が手狭になったことから、敷地を拡張し事務所を増築するものです。

今般の計画は、敷地の拡張であり、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を受けた廃棄物処理施設は、その敷地を拡張する場合においても、再度同許可を受ける必要があるため、当該許可申請に至ったものです。

それでは、本案の詳細につきまして、許可権者である、太田市建築指導課^{とみしま} 富島課長から御説明させていただきます。

(太田市)

太田市建築指導課長の富島と申します。

第3号議案についての、補助説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案添付図面に沿って、御説明いたします。

お手元の図-9、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、都市計画図になります。図面の上が北、中央の赤丸が申請地になります。

申請地は、太田市の北西部に位置し、西側は約80メートルで伊勢崎市となります。藪塚駅から直線距離で4キロメートルの、用途地域の指定のない地域に位置しています。申請地から最も近い小中学校は、1.7キロメートルの、太田市立藪塚本町南小学校です。

お手元の図-10、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取図になります。図面の上が北で、凡例を左下に、申請地を中央に示しています。中央にある申請地の紫色部分が現在の敷地、水色部分が拡張予定地で、現在

は畑として利用されています。敷地拡張後の周辺状況は、北側は製鉄加工場、東側は耕作放棄地、南側は農地、西側は農地及び、一部、会社事務所として利用されています。

申請地に最も近い住宅は東側となりますが、直線距離は、約70メートルになります。申請地から300メートル以内の住宅が属する、太田市大原町の「西ヶ原地区」及び太田市大久保町の「大久保一区」の地元区長に対し、訪問し、事業計画について説明を行いました。また、敷地の西側の伊勢崎市も含めた近隣住民に、訪問し説明をしたところ、御理解をいただいています。

廃棄物の搬入・搬出経路は黄緑色の線で示しています。申請地へは、東側の市道1級77号線から、市道藪塚本町286号線を通行し搬入・搬出する計画であり、現在と経路の変更はありません。また、いずれの道路も、通学路の指定はありません。

お手元の図-11、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは配置図になります。

図面の上が北を示し、左下に「敷地拡張前」である既存施設の建築物一覧表を、中央下に、「敷地拡張後」の計画施設の建築物の一覧表を、右下に凡例を示しています。図面の上部に「拡張」の部分と「既存」の部分を表記してあります。破線から右の紫色部分が現在の敷地、左側の水色部分が今回申請の拡張予定敷地を示しています。緑色で示した部分は「緑地帯」となります。

敷地面積は、拡張後7,693.80平方メートルで、敷地境界を赤線で示しています。拡張予定敷地には、赤色の申請建築物1の「事務所・作業場」と、申請建築物2の「休憩所」を計画しています。申請建物2については、現在既存の敷地内で事務所として使用されているものを移設し、休憩所として使用する計画です。

搬入経路は赤色の矢印で、搬出経路は青色の矢印で示しています。搬入車両は、南側出入口から入り、最初に車ごと重量を計る「台貫」で計測し、展開場に木くずを搬入します。搬入後の車両は再び、台貫で計測し、南側出入口より場外へ出る動線になります。

構内出入口を除く敷地周囲には、高さ3メートルと4メートルの万能鋼板を設置して、騒音や粉じん等の周辺への影響に配慮しています。

黄色の既存建築物内には、現在、木くずの破砕機が設置されています。既存の破砕機が老朽化してきたことから、今回の敷地拡張と合わせて、同型の破砕機を新たに導入する計画です。既存破砕機は、破砕機「駐機場」にて保管し、新たに導入した破砕機のメンテナンス時に、黄色の既存建築物1へ移動し、使用する計画で、2台の破砕機を同時に使用することはありません。破砕処理は、黄色の既存建築物1に設置された破砕機で行いますが、集塵機や散水設備が整備されており、騒音や粉塵など、周辺への影響に配慮しています。

雨水排水については、申請地東側にあります既存の地下浸透柵にて浸透させる計画で、排水経路の変更はありません。敷地の拡張に伴う、雨水の増加に対応できる容量であることを、計算により確認しています。

なお、北側に出入口が2箇所ありますが、この出入口からの車両の搬出入は行いません。

お手元の図-12、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、処理工程詳細図になります。

まず、収集運搬車両により、展開場に、①木くずが搬入されます。展開場に搬入された木くずは選別され、②の処理前保管場所にて一時保管されます。処理前保管場所にて一時

保管された廃棄物は、粉じんを防ぐため、散水しながら重機により③の破砕機へ投入し、破砕処理されます。その後、④の「ふるい機」にて、ふるい分けをして、⑤の処理後保管場所に堆積され、一時保管されます。処理後保管場所にて一時保管された木材チップは、重機により、⑥の運搬車両へ積み込み、⑦のバイオマス火力発電所・有機肥料工場・畜産農家等へ製品として出荷されます。

下の写真は、左から右へ、木くずである廃棄物が破砕処理され、出荷前の製品となる状況を示しております。

お手元の図－１３、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、先程、御説明させていただいた処理工程を含む、搬入から搬出までの全体工程になります。図の左から右へ、一般廃棄物及び産業廃棄物が搬入、製品化され、搬出されるまでの工程を示しています。破砕処理後の木材チップについては、主にバイオマス火力発電の燃料や畜産農家の畜舎の敷き材として出荷されます。

下の写真は、今回、導入する破砕機の姿図及び写真です。おわん形になっている部分に木くずを上から投入し、下で回転している「破砕ローター」と、網目状の「スクリーン」で「たたく・すりつぶす」イメージで破砕する機械です。

新規導入の破砕機は姿図のとおりキャタピラ型の自走式です。既存の破砕機はタイヤ型で牽引式となっていますが、処理能力や投入口並びにエンジン出力等は同一の機種となっています。

お手元の図－１４、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、「廃棄物処理施設の設置手続きの概要」になります。

図の左上の「廃棄物処理法」の手続きについては、平成３０年３月１日付けで事前協議が開始され、昨年１２月１９日に事前協議が終了しています。建築基準法の手続きについては、中央の着色部分をご覧ください。本年４月５日に、建築基準法第５１条ただし書きに基づく、許可申請がなされ、本日に至っています。また、一般廃棄物処理施設の敷地拡張でもあることから、５月２７日に太田市の都市計画審議会に諮問し、「計画案のとおり異存なし」と答申を得ております。申請者の意向では、許可が得られたのち、建築確認及び、関係法令等の手続きを経て、施設の稼働開始は、１２月下旬頃を予定しているとのことです。

スクリーンによる説明は、以上となります。

続いて都市計画上の支障の有無について、補足説明をさせていただきます。

計画施設は、建築物の解体現場などで発生する、産業廃棄物を受け入れ、それらを破砕処理し、再製品化するなど、循環型社会の推進に寄与する、社会経済上必要な施設です。

申請者は、平成１８年より、当地で産業廃棄物の破砕事業を行っており、地域住民と良好な関係を保ちつつ、１０年以上にわたる操業を継続しております。

また、地元区長と周辺住民に、事業に対して御理解をいただいています。

騒音、振動等の環境に関する基準については、生活環境影響調査書から、いずれも法令規制内の計画であり、設備対策、公害防止対策が図られています。

以上のことから、計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に付議するものです。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(小林委員)

いくつか知っておきたいことがありまして、一つはですね、ご存じの方にお答えいただきたいんですが、ここ何年か、産業廃棄物、しかも処理能力を高めた施設がこの審議会にかかってくるんですけれども、県全体でこういう施設がどれくらいあって、どれくらいの処理能力が現状あるのかということ。それから前回もそうだったんですけれども、更新するのは分かるんですけれども新設して処理能力を高めて、そのときに産業廃棄物の発生量がここ最近増えているのかどうか。それから、こういう施設は県内の廃棄物の処理をまかっているのか、それとも隣接他県のですね、ものを受け入れているのか。立地を見ると高規格道路であるとか高速道路、自動車専用道のインターチェンジ周辺に立地するケースがいくつかあって、知りたいのは県内のものにほぼ対応しているのか、それとも、他県のものも受け入れているのかということ。それから、もう一点はですね、一般廃棄物と産業廃棄物の処理の比率を知りたいと思っております。先ほどの御説明にもちょっとあったんですけれども、搬入される廃棄物の比率ですね、それがどういうふうになっているのか。それから他県のものも受け入れているのか。それから現状で、県内で産業廃棄物処理施設等の総数ですね。それから発生量が年々増えているのか。処理能力を高めたものがここ何年か申請されているので、ということは発生量が増えているのかなということで、ご存じの方は、知りたいと思っております。

(事務局)

建築課次長の白鳥でございます。廃棄物行政に関しましては、こちら県土整備部の建築課ではなく森林環境部の廃棄物・リサイクル課というところが所管をしております。従いまして、県内の廃棄物処理業者の総数ですとか、取り扱う量ですとかの全体像につきましては申し訳ございませんが、本日、お答えすることができないと存じます。それから、廃棄物の県内、県外の別につきましても恐らく廃棄物行政の中で整理されている項目ではないかと思っております。ただ、本事案に係ることにつきましては、太田市さんがいらっしゃってますので、もし分かる範囲であればお答えいただければと思います。

(太田市)

太田市の、本施設に関するお答えということで御承知いただければと思っております。本施設につきましては平成28年の時点で処理量の方を増やしまして、今回の申請につきましては、処理量、処理能力につきましては、増加はございません。敷地が、28年の処理量増加に伴いまして、事務所が手狭になったということで、今回の申請に至っております。こちらの施設につきましては受け入れの状況につきましては、場所も藪塚ということで栃木県とも近いものですから、そちらの方からの搬入というのもございます。また、製品として出荷している出荷先なんですけど、こちらの火力発電の燃料、畜産農家につかまし

ては、群馬県のほか、栃木県の火力発電所の方に出荷している状況でございます。

(小林委員)

一般廃棄物と産業廃棄物の比率についてはどうですか。

(太田市)

一般廃棄物が約40%、産業廃棄物については60%という比率となっております。

(丸山会長)

恐らくですね、法律的にいうと「都市計画上支障はない」という判断を審議会でするわけですが、この場所だけで考えればいいのか、群馬県全体を考えればいいのかという問題だと思うんですね。ですから、今の御質問はとてもいい御指摘でありますので、今日でなくても結構ですので、同種案件もいっぱい出るでしょうから、事務局の方で現状を、聞き知ったことをレクチャーですとかしていただけるとたぶん、総合的な判断ということでは役に立つと思いますので、よろしく御準備いただければと思います。

他に、ございますでしょうか。

(大澤委員)

図-11の配置図でですね、緑地帯というものが整備されることになっているのですが、これは許可手続きの中で行政の方が指導されたんでしょうか。まずはそこから伺いたいんですけども。

(太田市)

お答えいたします。まず緑地帯の部分ですが、こちらの方につきましては基準がございまして、7%以上取るという基準がございまして、それに対しまして、今回の計画というものは7.4%の緑地を確保しているという状況でございます。

(大澤委員)

というのは、どこに記載されているものなんですか。運用基準ですか。

(太田市)

廃掃法で7%という基準がございまして。

(大澤委員)

その緑を設置するという理由というのは、敷地内の環境をよくするためなのか、外に向けたものなのか。そのあたりはどうなんですか。

(太田市)

申し訳ありません。緑地の面積を7%確保するというので、外に向けてということではなく、今回、フェンスの内側に7%面積を確保してくださいということをやっております。

す。

(大澤委員)

では、中に向けてということなんですか。周辺環境に対して緑を見せるという景観的な配慮というようなことなのかなと思ったんですけども、そうなるとフェンスがあるから完全に見えないので、あまり意味がないのではないかという意味で質問したんですけども。

(太田市)

外に向けてという基準ではなかったと思ひまして、あくまで中の環境ということで、特に雨水の関係ですとかも全部固めてしまいますと問題も出るということ、CO₂の排出基準とかの問題で緑地を確保してくださいということだと理解しております。

(大澤委員)

分かりました。ありがとうございました。

(丸山会長)

それでは、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

最後になります、第4号議案「赤堀都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」を上程いたします。事務局から説明を求めます。

(建築課・白鳥次長)

第4号議案「赤堀都市計画区域内産業廃棄物処理施設の敷地位置について」の概要を御説明いたします。

お手元の議案書、9ページをご覧ください。

本案件の許可権者である、特定行政庁の伊勢崎市長からの、付議書の写しになります。

第3号議案同様、本案件は、都市計画区域内の産業廃棄物処理施設の付議でございます。建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、建築が制限されている施設の敷地位置について、群馬県都市計画審議会の議を経て、特定行政庁が、都市計画上支障がないものと認めて許可した場合は、建築が可能とされるものです。

議案書の10ページをご覧ください。

【名称】は、赤堀都市計画区域内 産業廃棄物処理施設

【用途地域】は、用途地域の指定のない区域（区域区分非設定）

【申請者】は、群馬県伊勢崎市場町^{いちばちよう}二丁目1220番地

株式会社赤松園^{あかまつ} 代表取締役 沢田 佳和^{よしかず}

【所在地】は、伊勢崎市市場町二丁目1220番2 ほか4筆

【敷地面積】は、5,519.51平方メートル

【主な施設】は、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設

【処理能力】は、木くずの破碎で、一日あたり 267.9トンです。

本施設は、処理能力が1日あたり5トンを超える木くずの破碎施設であり、建築基準法第51条で規定する「その他政令で定める処理施設」に該当することから、同条ただし書きの許可の手続きを行おうとするものでございます。

申請の経緯について御説明します。

申請者の株式会社赤松園は、造園土木を生業として平成2年に有限会社赤松園を設立し、平成19年に株式会社赤松園へ商号変更を行い、約30年に渡り操業し現在に至ります。

平成16年に伊勢崎市一般廃棄物処分業の処理能力5トン未満の木くず破碎許可を取得し、造園業務で排出される剪定枝などの木くずをチップ化し、バイオマス発電燃料や堆肥原料として再資源化の処理をしておりますが、廃棄物処分業務の稼働後も地域の住民からの苦情等は無く、良好な関係であります。

近年、造園業務で扱う木くずが増加し、持ち込みの受け入れを断る状況が多くなっていること。木くずの破碎を扱う一般廃棄物処理施設が当社を含め2社であること。また、木くずの破碎を扱う産業廃棄物処理施設が伊勢崎市内で2社しかないことなどにより今後の需要を見込み施設の拡充を計画しました。

それでは、本案の詳細につきまして、許可権者である、伊勢崎市建築指導課 田島課長から御説明させていただきます。

(伊勢崎市)

伊勢崎市建築指導課長の田島と申します。どうぞよろしくお願いたします。

第4号議案についての説明をさせていただきます。

お手元の図-15、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、伊勢崎市都市計画図でございます。

図面の上が北、中央の赤い丸が申請地、緑色の線が主な道路となっております

申請地は伊勢崎市の北部に位置しており、南に約100メートル先には工業専用地域に指定された三和工業団地となっております。さらに1.4キロメートル先には伊勢崎インターチェンジとなっております。

申請地の用途地域については、赤堀都市計画区域内の区域区分非設定で、用途地域の指定のない区域でございます。

申請地から最も近い学校は、直線距離、北西1.6キロメートルに伊勢崎市立赤堀南小学校、学区外ではございますが、東1.5キロメートルに伊勢崎市立あずま北小学校となっております。

続きまして、お手元の図-16、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、付近見取図となっております。図の赤い丸は申請地の敷地境界線から100メートルと300メートルの範囲を示しております。

図面の上が北、凡例を右に、申請地を中央に示し、住宅は黄色、工場及び倉庫等は青色

で囲ってあります。緑色の線は、搬入・搬出路として車両が通行する道路を示しております。赤矢印は搬入で、青矢印は搬出路となっております。

図面北側水色の線につきましては、伊勢崎市立赤堀南小学校で指定されている通学路となっており、図に示す位置までが指定された通学路となっております

申請地に接する土地利用状況でございますが、北に住宅、東に畑、南は住宅及び倉庫、西については工場及び倉庫等として利用されております。また、申請地周辺についても同様に工場や倉庫が建ち並んでおります。

申請地に最も近い住宅は北側となり、直線距離で約5メートルとなっております。

申請地の敷地境界線から100メートルの範囲内に学校、病院、診療所、図書館、保育所及び公園など特に静穏の配慮が必要な施設はございません。

周辺住民等への周知については、「群馬県廃棄物処理施設等の事前協議に関する規定」により説明会の開催・周辺住民等の意見書の提出及び手続きについては省略となっておりますが、申請地が属する市場町の二丁目区である区長へ事業計画を相談し、協議した結果、申請地の敷地境界線より300メートルの範囲内の住宅及び工場等の事業者に対し事業計画の説明を行うこととし、全ての範囲内の各世帯には回覧板により、事業計画を回覧しました。また、工場等の事業主には個別訪問による事業計画の説明を実施し、申請地に近接する100メートルの範囲内の世帯主については回覧板のほかに個別訪問を実施した結果、それぞれ「意見・要望」はなく、全て理解を得ることができました。

搬入・搬出路は申請地西側に接する市道（赤堀112号線）を利用する計画であり、北方面は、約1.2キロメートルで国道50号（西久保東交差点）及び南方面は、約1.5キロメートルで国道17号（三和交差点）へ至ります。

また、伊勢崎市立赤堀南小学校児童の通学路ではありませんが、車両の搬入・搬出経路付近となるため、登下校時の通行及びその他一般歩行者にも十分注意し、車両の通行をいたします。

その他申請地付近の周辺道路については、幅員が狭く車両の搬入・搬出路には適さないため、経路としないよう、社員及び顧客へ周知徹底し、交通安全対策には万全な対応を致します。

続きまして、お手元の図-17、または、スクリーンをご覧ください。

こちらは配置図になります。図面の上が北を示し、右上に建築物面積表を、その下に凡例を示しております。敷地面積は、5,519.51平方メートルで敷地境界線を赤線で示しました。図面の黄色で塗られている新設建築物1が廃棄物処理施設として利用する施設となっております。

その他の建築物の用途でございますが、現在、北側既存建築物1につきましては、事務所、既存建築物2につきましては、従業員の休憩所として利用しております。今後の計画についても事務所及び休憩所として利用する計画でございます。また、新設建築物2につきましては、自社運搬車両の車庫として利用いたします。

敷地に対する車両の出入り口については、西側の市道（赤堀112号線）から搬入・搬出する計画となっております。緑地帯は緑色で示し、敷地内周囲へ配置する計画となっております。

続きまして、敷地内の搬入・搬出車両の動線について説明致します。

図面の赤矢印は搬入車両、青矢印は搬出車両の動線を示しております。搬入車両は西側出入口から入場後、重量を計る台貫で計測し、新設建築物1に木くずを搬入します。搬入後の車両は再び台貫で計測し、西側出入口より場外へ出る動線となるよう計画しております。各チップを積み込む搬出車両についても同様な動線となっております。

新設建築物1では破砕機による破砕処理を行います。粉塵対策としては集塵機や散水設備を、建物の外へ漏れる騒音対策としては、床からコンクリート壁を3.5m立ち上げ、外壁は十分な遮音性能のあるALC壁、出入り口は車両が出入する以外は閉鎖し、作業を行う計画としております。振動対策としては、ふるい機を低振動である回転式とします。更に、敷地外周に2メートルから3メートルの鋼板囲いを整備するなど、騒音・振動・粉じんに対して、周辺の地域住民等へ適切に配慮した計画とします。雨水については、申請地南側にあります雨水処理施設にて浸透させる計画としました。

また、粉じん対策として行う散水についてでございますが、ミスト状による散水であるため、雨水浸透施設へ放流する排水量はございません。南側に出入口が1箇所ありますが、常時閉鎖し、運搬車両の搬入・搬出では使用しません。

続きまして、お手元の図-18、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、処理工程図1になります。図の右側凡例のとおり、赤色は「処理前保管」、緑色は「処理後保管」を示しております。まず、台貫計量後の収集運搬車両は新設建築物1の施設内に進入し、展開場所に木くずを受け入れます。受け入れた木くずは異物混入の有無を目視で検査し処理前保管場所にて一時保管されます。一時保管された廃棄物は、粉塵を防ぐため、ミストによる散水をしながら重機を利用して破砕機へ投入し、破砕処理が行われます。この破砕機付近には、粉塵防止のため集塵機を設置します。その後、破砕されたチップは排出コンベアを経由し、磁選機で金属を取り除きます。さらに、ふるい機にて、ふるい分けを行い、処理後保管場所に堆積され、一時保管されます。保管された各チップは定量になり次第、出荷する流れとなっております。破砕機の能力につきましては、1日あたり267.9トンでございますが、予定している廃棄物処理数量は、1日あたり100トンでございます。以上が、処理工程図1の説明となります。

続きまして、お手元の図-19、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、処理工程図2になります。先程、御説明した処理工程を含む、搬入から搬出までの全体工程となっております。左右の写真でございますが、左が木くず等の処理前の状況でございます。右は破砕された各チップとなっております。図の左から右へ、一般廃棄物及び産業廃棄物が搬入、製品化され、搬出されるまでの工程を示しております。破砕処理後の木材チップについては、主にバイオマス火力発電の燃料や畜産農家の畜舎の敷き材、堆肥原料として出荷する予定でございます。

続きまして、お手元の図-20、またはスクリーンをご覧ください。

こちらは、「廃棄物処理施設の設置手続きの概要」でございます。表1の「廃棄物処理施設の事前協議」でございますが、平成30年4月17日付けで事前協議が開始され、平成31年3月7日に事前協議は終了しております。

また、表2の「廃掃法に基づく施設の設置許可」でございますが、令和元年5月15日付けで許可申請書を提出しており、現在審査中でございます。

表3の「建築基準法」の手続きについては、中央の着色部分をご覧ください。建築基準

法第51条ただし書きに基づく許可の申請については、令和元年5月17日に提出されております。

また、一般廃棄物処理施設でもあることから、6月14日に伊勢崎市の都市計画審議会に諮問し、「計画案のとおり異存なし」と答申を得ております。

申請者の意向では、許可が得られたのち、建築確認及び、関係法令等の手続きを経て、施設の稼働開始は、12月上旬頃を予定しているとのことでした。

スクリーンによる説明は、以上となります。

続いて都市計画上の支障の有無について、補足説明をさせていただきます。

計画施設は、建築物の解体現場などで発生する、産業廃棄物を受け入れ、それらを破砕処理し、再製品化するなど、循環型社会の推進に寄与する、社会経済上必要な施設でございます。

申請者は、平成16年より、現在の土地で一般廃棄物の破砕事業を行っており地域住民と良好な関係を保ちつつ、15年以上にわたる操業を継続しております。

また、地元区長と周辺住民に、事業に対して御理解をいただいております。

騒音、振動等の環境に関する基準については、生活環境影響調査書から、いずれも法令規制内の計画であり、設備対策、公害防止対策が図られております。

以上のことから、計画は適切であり、その敷地の位置が都市計画上支障のないものと判断し、本審議会に付議するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしくお願いいたします。

(丸山会長)

それでは、ただいま説明のありました本議案に関しまして、御意見、御質問があればお願いします。

(阿部委員)

お伺いします。道路側に対する鋼板の高さは3メートルとなっておりますけど、隣接地では2メートルの高さで鋼板を囲うということになっておりますが、この2メートル、3メートルというのはきまりがあるのでしょうか。道路側は3メートルにしないでいいというきまりがあるのでしょうか。

(伊勢崎市)

お答えいたします。こちら側の2メートルにつきましては、「群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関する基準」に2メートル以上というのがございます。補足ですけれども、今回申請者が道路側に鋼板を3メートルという高さに設けさせていただきましたのは、通り、赤堀112号線に面しているところですので、マナーの問題なんですけど、たばこの投げ入れなどで火災になることが懸念されるのがありましたので、道路側を3メートルの鋼板にしたと聞いております。以上でございます。

(阿部委員)

ありがとうございました。先ほどの議案はもう終わっているなのでその話はしたくはない

んですけれども、3号議案では確か4メートルの鋼板だったものですから、今回3メートルということで、どういうきまりがあって、違っていいのかをお聞きしたかった。

(伊勢崎市)

お答えいたします。先ほどの基準で2メートルというものが決まっておりますので、最低限の高さというものは確保されているというところでございます。2メートルの部分につきましては、すこし厚いものを使っておりまして、騒音等に配慮している計画でございます。以上でございます。

(阿部委員)

お伺いしますが、こういうことはあるかどうかはわかりませんが、例えば東側が道路指定をとって道路になった場合、今2メートルですけれども、3メートルの鋼板に変えるよう指導されるのでしょうか。

(伊勢崎市)

お答えします。市の基準でもそういった指導等はありません。

(阿部委員)

ありがとうございました。

(丸山会長)

そのほかいかがでしょうか。

それでは、本案について、都市計画上の支障なしと決定することに、御異議ございませんか。

(異議なしの声)

(丸山会長)

御異議ないものと認めまして、そのように決定いたします。

以上で、本日の審議は終了いたしました。

傍聴人及び報道関係者におかれましては、事務局の指示に従って、退場してください。

静粛な傍聴に御協力いただきまして、ありがとうございました。

(傍聴人・報道関係者退場)

(丸山会長)

では最後に「3 その他」ですが、事務局から、何かありますか。

(事務局)

ここで委員の皆様には、来年、令和2年5月に改訂を予定しております「都市計画区域マ

マスタープランの見直し」につきまして、概要を御説明させていただきたいと思っております。

(事務局)

それでは、A3の2枚綴りの資料「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の見直しについて」をご覧ください。

「都市計画区域マスタープラン」は、都市計画法に基づき、県が定める法定計画で、「秩序あるまちづくりに向けた県の方針を示し、市町村に効率的なまちづくりを促すもの」で、概ね5年ごとに見直しを行っております。

現行のマスタープランは、平成27年に「県央」「東毛」「利根沼田」「吾妻」の4つの広域圏単位で策定しており、今回、この計画を見直すものです。

マスタープランの特徴としては、マスタープランに位置づけがないと区域区分（通称：線引き）を行っている都市計画区域では、市街化調整区域から市街化区域への編入ができないこと。また、道路や用途地域などの個別の都市計画は、このマスタープランに即して定めることとされていること、などがあげられます。

次に「現行マスタープランにおける都市づくりの方針と主な課題」ですが、「土地利用」と「交通」の二つの項目で整理しました。

「土地利用」のうち、住宅地ですが、「方針」として、「郊外部における住宅地の開発は、原則抑制する。」こととしておりますが、「課題」にありますとおり、依然として、郊外部で、無秩序な宅地化が進んでいる一方、市街地では空き家が増加する傾向になっております。

2枚目の資料をご覧ください。

県央・東毛地域における平成17年と平成27年の人口の増減比率を示した図になっております。赤色は30%以上の増加、以降10%ごとに色分けがしてあり、緑色、青色になるにしたがって、減少率が大きくなっています。

増加率の高い地域は、高崎駅周辺や、高崎市菅谷町、吉岡町、伊勢崎市赤堀町、みどり市笠懸町などとなっております。

人口が増えることは地域の活性化につながり好ましいものであると捉えておりますが、土地利用規制の緩い非線引き都市計画区域などで、無秩序に市街地が拡散すると、新たな社会資本整備やインフラの維持管理費の増加など、将来の行政運営に支障を来すことが懸念されます。

既存インフラの有効活用や既存集落の維持などの観点から「まちのまとまり」を意識した施策が必要であると考えられます。

また、前橋駅周辺、伊勢崎駅周辺、桐生駅周辺、太田駅周辺、館林駅周辺などの「まちなか」で減少しており、空き家等も多くなっている状況にあります。

1枚目に戻っていただきまして、次に、商業地ですが、「方針」としては、「郊外部での大型商業施設は、原則抑制するが、既存の商業に影響を及ぼさないことなどが整理された場合のみ設定できる。」としておりますが、「課題」にありますように、前橋市や太田市では、開発許可条例で一定の開発が容認されており、幹線道路沿道などで商業開発が進み、市街地の商業施設の衰退、買い物弱者の増加などが課題となっております。

最後に「交通」ですが、「課題」としまして、「移動の実態データがなかったため、一般

論的な方針の記載となり、具体的な戦略が欠けている。」ことがあげられます。

ページ右側を御覧ください。

以上の課題を踏まえ、今回の見直しでは、「土地利用」の「住宅地」としては、「①非線引き都市計画区域」で、「各市町村で、無秩序な市街地の拡散が懸念される場合、都市計画区域毎に市街地の拡散を抑制する方策を定めることを記載する。」また、「既存集落や駅周辺などの「まちのまとまり」以外に住宅地が拡散しないよう無秩序な住宅のバラ建ちを抑制するための県の方針を記載する。」こととしております。

また、「②線引き都市計画区域」では、「市街化調整区域でも、既存集落などの「まちのまとまり」を維持するため、地区計画制度等を活用して一定規模の開発を許容し、新たな居住者を誘導することを記載し、」また、「一方で、住宅のバラ建ちによる市街地の拡散に歯止めをかけるため、関係市の開発許可条例の見直しを求めることを記載する。」こととしております。

「商業地」は、「①非線引き都市計画区域」では、「幹線道路沿道等における無秩序な開発を抑制し、各市町村における商業地などの維持・形成を計画的に進めることを目的に「幹線道路沿道における土地利用のあり方」に関する県の方針を記載する。」こととしております。

また、「②線引き都市計画区域」では、「郊外部での大型商業施設開発は、引き続き、原則抑制としますが、市町村が開発を検討する場合の「配慮事項等」に関する県の考え方を記載する一方で、スプロール的な開発を抑制するため、関係市の開発許可条例の見直しを求めることを記載する。」こととしております。

「交通」については、「パーソントリップ調査の結果などを踏まえて策定した「交通まちづくり戦略」や「自転車活用推進計画」の内容を盛り込み、具体的な方針を示したい。」と考えております。

最後に「左下」御覧ください。今後のスケジュールですが、今後、国等の関係機関との下協議を経て、作成した県原案を、次回第190回都市計画審議会、第3回前期定例県議会の「産経土木常任委員会」並びに「まちづくり戦略特別委員会」で御説明させていただいた後、パブリックコメント、都市計画の法定手続きを行い、来年、令和2年5月の告示を予定しております。

説明は、以上となります。

(丸山会長)

「都市計画区域マスタープランの見直し」について事務局から説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はありますか。

(小山委員)

まちの様子が変わってきて、郊外部での市街地をつくることを抑制するのですとか、県が方針を示すということはもちろん非常に大切なことじゃないかと思うんですけども、抑制するだけではなかなか進まないといえますか、必要があって、人が住むところが足りなくなってくる、既存の市街地、駅の周りとかがなかなか開発が進まなくて廃れていくというようなことがあって、郊外につくらざるを得ないというのものもあるんじゃないかと思うんで

すけれども、それを「ただ抑制する」とかですね、「商業地を維持する」とか「そういう方針がありますよ」と示すだけではなかなかうまくいかないのではないかと思います。

それで、県としてどのようにしていくか指針を示した上で、各市町村でやっぱり考えてもらわないとこれは駄目なんじゃないかなと。それを個々に出していただいて、こうしていったらいいんじゃないか、ああしていったらいいんじゃないかと、そういったことを話し合っただけでいいんじゃないかと思えます。ただ、方針を示すだけでなく、「こんなふうに前橋ではまちづくりを進めます」とか「館林はこうします」とかそういうものを示した上で、みんなで考えていく、県全体でこうなっていくといいなと共有していくといいなと。

今、健康の方では『元気県ぐんま21』というのがあって、それに基づいてそれぞれの市町村が計画を練ったりですとか、そういうことがあるわけなんですけれども、そういうのと同じように都市計画についても各市町村毎の計画を出していただいて、みんなでそれを協議するというのを進めていくといいのではないかなと思います。以上です。

(事務局)

貴重な御意見、ありがとうございます。県の方としましても、各市町村の計画全てを検討していくのはなかなか難しいですが、二つありまして、一つは、市町村のまちづくりについてはこのマスタープランに即して進めていただくというのが当然ありますので、この方針を作る前段で各市町村に集まっていただいて土地利用方針検討会というのを昨年度から開催させていただいて、こういうような状況がありますよ、もう少し考えましょうと市町村の方と意見交換しながら作成しておりますので、引き続き、そのような意見交換を続けていきたいと考えております。

抑制についての回答ですが、確かにおっしゃられるとおり、土地利用の規制だけでまちづくりがうまくいくわけではございませんので、これについて、逆にどのようなイニシアチブがとれるのか、現在交通と連携してまちづくりをしておりまして、ある程度交通結節点をよくしていこうとか、タクシーであるとか公共交通でまちのまとまりをつなごうとか、そういう取組も併せて行わせていただいておりますので、今回、マスタープランの中で書かせていただきますし、勉強会の中で市町村とも十分に意見交換をしながらやっていければと思っております。

(大澤委員)

今、お話があったとおり、補足になるかどうかはわからないんですけれども、抑制だけではなくて、じゃあ、まちなかの方をどうするのかとかあるんですけれども、市町村単位で立地的適正化計画というのを策定している自治体も増えてきてまして、まちの土地利用のまとまりをつくるために、抑制するところと誘導するところをしっかりと分けましょう。その中で、抑制するだけではなくて、できるだけまちなかの方に様々な機能が入ってもらうようなインセンティブを与えるようなしくみも整いつつあるので、うまくその制度を市町村が活用すると。それで県がそのサポートをするというのがこれから重要になってくると思うんですけれども、そういう意味で、まちなかの話に関する内容について「都市計画区域マスタープラン」の中で、どういう書き込み方をされるのかということが気になったの

ですが。

(事務局)

まちなかにつきましても、当然、現在空き地、空き家の問題がございまして、その辺をどうしていくか、また、そこに集めるのにどうしても誘導方策が必要となりますので、その辺も具体的な事例も含めて書き込んでいければと考えております。また、立地適正化計画につきましても、今、5～6の市町村で公表させていただいておりますので、その中で市と一緒に考えさせていただいておりますので、その内容も踏まえて書き込みも考えたいと思っております。

(小林委員)

県の立場で、どこまでどのように踏み込んで書くかという問題かと思えますけれども、例えば個別の、まちなかのスポンジ化現象とかありますよね。それはそれぞれの自治体で抱えている内容もレベルも違いますし、それについて県がどこまで踏み込んで書くのかという問題があるかと思えます。

「都市計画区域マスタープラン」は、今はもう20年先とか読めない時代ですので、県として何年くらい先を考えて見直しをかけるのか。見直しをかけるときに課題ではなくまず、反省をする。前回、平成27年の「都市計画区域マスタープラン」に書き込んだ内容、個別の事案やプロジェクトや方針について、まず何が悪かったのか、現状の読みと違ったことをまず洗い出して、それについて反省をしてですね、改善を加えていくという作業が、今回柱となっている住宅、商業地とかですね、先ほど言った個別の案件毎に、例えば富岡の世界遺産のまちで抱えているスポンジ化現象と、前橋市街地で抱えているスポンジ化現象はまるで違う話なんですね。それを県の立場で、どこまで具体的に書き込むかという問題だと思うんですね。見直しをかけるときに、先ほど言ったとおり、個別の方針についてまず洗い出しをして見込みと違ったものをですね、ちゃんと整理整頓して、それについて改善をしていくという書きぶりではないと、今後実施するパブリックコメントもですね、期待したような意見もたぶん出てこないと思うんですね。個人的な意見ですけども、その辺を注意して進められたらと思います。

(事務局)

貴重な御意見ありがとうございます。目標年次についてなんですけれども、一応、都市計画の法律の中で20年先を見込んだ10年計画と言われておりまして、法律上はそうなっているので、一応、10年後を目指すということなんですけれども、実際、先ほど先生がおっしゃられたとおり、今後の人口の減少も読めない、交通でいえば自動運転等が入ってくるという中で、5年に1度、現況調査というのをやっておりますので、5年に1度検証しながら見直しをしていくというふうに今のところ考えております。

それと、今のマスタープランに対して、課題を検証しまして新たなマスタープランをとることですけども、今回の資料につきましても、前回、土地利用方針としまして「郊外型を抑制するよ」とかいろいろと書いた中で、現況としてはスプロールが進んでしまっているというのも今、データとしましても検証させていただいておりますので、今日お配り

しました資料の左側に書かせていただいて、その状況を打破するために県としても何ができるかということ、一応、土地利用と交通について書かせていただいているんですけども、具体的にはもう少し細かく精査した中でマスタープランの中に書き込んでいければと思っておりますので、引き続き、指導の方をお願いできればと思っております。

(丸山会長)

その他に何かありますか。

その辺でよろしいでしょうか。また、ここに書いてありますように、審議会や議会でも説明があるとのことですので、引き続きよろしく願いいたします。

その他に、予定等をお願いします。

(眞庭課長)

今年度の都市計画審議会の開催予定につきましては、お手元に資料としてお配りしておりますが、今後10月、12月及び2月の計4回を予定しておりますので、御了承をお願いいたします。

次回、第190回審議会の開催についてですが、通例によりますと第3回前期定例県議会後、10月頃の開催を予定しております。具体的には、会長に御相談して期日を決定させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(丸山会長)

委員の皆様いかがでしょうか。

(特になし)

それでは、特に御異議もないようですので、そのようにしたいと存じます。

その他、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

(特になし)

(丸山会長)

それでは、特にないようですので、本日は以上で終了させていただきます。

委員の皆様には、熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(閉会：11：25)

(議事録署名人)
